

綾部市週休2日制工事実施要領

(趣旨)

1. 本要領は、綾部市が発注する工事において、週休2日制を試行するために必要な事項を定めたものである。

(目的)

2. 建設業における労働者の健康増進やワークライフバランスの改善、将来の担い手確保のために、週休2日制工事の取り組みにより、休日数を増やし、より働きやすい環境づくりを行っていくことを目的とする。

(発注方式)

3. 発注者が週休2日に取り組むことを指定する「発注者指定方式」、もしくは、受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む「受注者希望方式」とする。なお、営繕工事等においては、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。

(対象工事)

4. 原則、綾部市発注の全ての入札工事を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は、本要領の対象外とする。なお、対象工事は特記仕様書に週休2日制の対象であることを明記する。

(1) 通年維持工事等の単価契約で行う工事

(2) その他、発注者が週休2日制工事になじまないと判断した工事

(用語の定義)

5. 本要領における用語の定義は次のとおりとする。

(1) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、雨天や降雪時等による現場閉所・災害応急対応等・異常気象時等における安全パトロール及び現場見学会等の行為日数も現場閉所日に含むものとする。

(2) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態。(営繕工事等)

(3) 現場着手日

工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日をいう。準備期間内における調査、測量、現場事務所等の設置等の準備作業を含む。

(4) 現場終了日

工事施工範囲内で全ての作業が終了した日をいう。後片付け期間は含まない。

(5) 後片付け期間

工事の全部又は一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事に係る部分を清掃し、かつ整然とした状態にするために要する期間をいう。

(6) 施工に必要な期間

現場着手日から現場終了日までをいう。ただし、後片付け期間及び以下の日数は施工に必要な期間から除くものとする。

ア 年末年始（12月29日～1月3日）及び夏季休暇（8月14日～8月16日）

イ 工場製作のみの日数

ウ 工事事務による不稼働日数

エ 受注者の責によらず停工又は現場作業を余儀なくされる日数

オ 工事の全面中止日数

(7) 月単位の週休2日（4週8休以上）

施工に必要な期間内の全ての月で、月毎の土曜日及び日曜日の合計日数以上に現場閉所及び現場休息（以下「現場閉所等」という。）された状態をいう。

(8) 通期の週休2日（4週8休以上）

施工に必要な期間内で現場閉所等日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日／28日）以上の水準の状態をいう。現場閉所率は小数点第2位以下を切り捨てとする。

(実施方法)

6. 実施方法は次のとおりとする。

(1) 発注者は、入札段階で特記仕様書に週休2日制対象工事であることを明記する。（別紙参照）なお、当初発注時点において、現場閉所等による週休2日の対象外とする期間がある場合は、対象外とする作業と期間を設計図書に明示するものとする。

(2) 受注者は、契約後、週休2日を反映した工程を計画し、現場閉所等日が確認できるよう「施工計画書」に記載し提出する。

「対象期間」の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間については、受発注者間の協議により決定する。なお、営繕工事等においては、分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「実施工程表」を作成すること。

(3) 工事契約後、施工に必要な期間において、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議し、現場閉所等による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、現場閉所等による週休2日の対象外とする期間は

災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。やむを得ず現場閉所等による週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とするものとする。

- (4) 受注者は、月毎の現場閉所等日数及び達成状況を工事履行報告書の備考欄へ記載するものとし、週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析の上、改善に取り組むものとする。
- (5) 受注者は予定していた現場閉所等日を変更する場合は、事前に監督員へ連絡すること。ただし、天候不良等のやむを得ない事情により急遽、現場閉所等した場合はこの限りでない。
- (6) 受注者は、週休2日の取り組みにあたり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じることがないように、下請業者に対して必要な情報を提供するとともに、協力を求めるものとする。

(確認方法)

7. 確認方法は次のとおりとする。

- (1) 受注者は、現場終了日以降、速やかに「工事打合簿」による報告とあわせて現場閉所等日数が確認できる資料（任意様式。閉所実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等。）を監督員に提示すること。なお、「工事打合簿」には現場閉所日数の割合等を記載すること。
- (2) 発注者は、提示された資料により現場閉所等日数の割合等を確認する。

(補正係数)

8. 週休2日の実施状況に応じた補正係数は以下のとおりとする。なお、市場単価及び土木工事標準単価の補正は「(参考資料)週休2日制工事及び週休2日交替制工事に係る経費の補正について【京都府建設交通部指導検査課】」によるものとする。

【土木工事】

	月単位の週休2日 (4週8休以上)	通期の週休2日 (4週8休以上)
労務費	1.04	1.02
機械賃料	1.02	1.02
共通仮設費率	1.03	1.02
現場管理費率	1.05	1.03

【営繕工事】

週休2日促進工事において、対象期間中の現場閉所等の状況に応じた以下の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。

	月単位の週休2日 (4週8休以上)	通期の週休2日 (4週8休以上)
労務費	1.04	1.02

(補正方法)

9. 週休2日制工事における経費の補正方法は次のとおりとする。

(1) 発注者指定方式

- ① 月単位の週休2日を達成した場合の補正係数を各経費に乗じた上で、予定価格を作成するものとする。
- ② 実績において、月単位の週休2日の現場閉所等を行ったと認められない場合は、契約書の規定により、各経費に乗算する補正係数を通期の週休2日を達成した場合の補正係数に変更するものとする。また、通期の週休2日の現場閉所等を行ったと認められない場合は、各経費に乗算する補正係数を1.00に変更するものとする。

(2) 受注者希望方式

- ① 各経費に乗算する補正係数を1.00で、予定価格を作成するものとする。
- ② 実績において、月単位の週休2日の現場閉所等を達成した場合、契約書の規定により、各経費に乗算する補正係数を月単位の週休2日を達成した場合の補正係数に変更するものとする。月単位の週休2日の現場閉所等を行ったと認められない場合は、各経費に乗算する補正係数を通期の週休2日を達成した場合の補正係数に変更するものとする。また、通期の週休2日の現場閉所を行ったと認められない場合は、補正係数を1.00のままとする。

(工事成績評定)

10. 月単位の週休2日の現場閉所等を行ったと認められない場合においても、工事成績評定で減点を行わない。

(その他)

11. 受注者は、月単位の週休2日の現場閉所を行ったと認められない場合は、工事打合簿によりその理由を監督員に報告すること。また、月単位の週休2日又は通期の週休2日に係わらず、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は毎週土日の現場閉所が達成できるよう努めるものとする。

附 則

この要領は、令和6年11月1日から施行する。

週休2日制工事試行要領(令和6年4月1日施行)は廃止する。

《特記仕様書の記載例》

(発注者指定方式)

- ・ 本工事は、受発注者双方が工程調整を綿密に行い、月単位の週休2日を確保できるよう工事を実施する週休2日制工事である。
- ・ 週休2日制工事は、「綾部市週休2日制工事実施要領」に基づき実施すること。
- ・ 実施にあたっては、建設現場における環境整備のため、月単位の週休2日が確実に確保できるよう受発注者間で工程を調整し、施工計画を作成するなどの取り組みを行うこと。なお、月単位の週休2日の現場閉所を行ったと認められない場合は、工事打合簿によりその理由を監督員に報告すること。
- ・ 予定価格には月単位の週休2日を達成した場合の補正係数を各経費に乗じているが月単位の週休2日に満たない場合は、契約書の規定により、各経費に乗算する補正係数を通期の週休2日を達成した場合の補正係数に変更するものとする。また、通期の週休2日の現場閉所を行ったと認められない場合は、各経費に乗算する補正係数を1.00に変更するものとする。
- ・ 月毎の現場閉所日数及び達成状況を工事履行報告書の備考欄へ記載すること。

(受注者希望方式)

- ・ 本工事は、受発注者双方が工程調整を綿密に行い、月単位の週休2日を確保できるよう工事を実施する週休2日制工事である。
- ・ 週休2日制工事は、「綾部市週休2日制工事実施要領」に基づき実施することとし、その旨監督員に申し出ること。
- ・ 実施にあたっては、建設現場における環境整備のため、月単位の週休2日が確実に確保できるよう受発注者間で工程を調整し、施工計画を作成するなどの取り組みを行うこと。なお、月単位の週休2日の現場閉所を行ったと認められない場合は、工事打合簿によりその理由を監督員に報告すること。
- ・ 各経費に乗算する補正係数を1.00で、予定価格を作成しているが、月単位の週休2日の現場閉所等を達成した場合、契約書の規定により、各経費に乗算する補正係数を月単位の週休2日を達成した場合の補正係数に変更するものとする。月単位の週休2日の現場閉所等を行ったと認められない場合は、各経費に乗算する補正係数を通期の週休2日を達成した場合の補正係数に変更するものとする。また、通期の週休2日の現場閉所を行ったと認められない場合は、補正係数を1.00のままとする。
- ・ 月毎の現場閉所日数及び達成状況を工事履行報告書の備考欄へ記載すること。